

令和2年第3回農業委員会総会

1 日 時 令和2年3月25日(水)
午前10時00分～午前10時12分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	7	田中 博幸
2	小川 裕希恵	9	橋村 實男
3	古木 麻知子		
4	島原 順二		
6	正木 静夫		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
5	農業委員 豊原 道教	8	農業委員 竹端 只雄
	最適化推進委員 田中 弘明		最適化推進委員 松本 勝行

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局書記	早川 正二		

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和2年第3回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は11名中7名で定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、9番橋村實男委員、2番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

これより、日程第1議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（住田）

それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。順位1、順位2は関連がございますので、合わせてご説明いたします。

まず、順位1からご説明いたします。議案書は2ページ、3ページ、地図は5ページをご覧ください。

譲受人は大竹市木野二丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は大竹市前飯谷の〇〇 〇〇さんです。申請地は、前飯谷〇〇番〇〇、面積は95㎡です。

次に、順位2についてご説明いたします。議案書は2ページ、4ページになります。地図は6ページとなっております。こちらの譲渡人は、大竹市前飯谷の〇〇 〇〇さん、譲受人は大竹市木野二丁目の〇〇 〇〇さんです。申請地は前飯谷〇〇番地〇〇、面積は82㎡です。これらの農地は、申請人から農地の交換をするために申請が提出されました。2人の先代、つまり親の代のとき、申請地の隣接地が自分の農地であったことにより両者の間で交換することで合意がなされておりましたが、農地の所有権移転の手続きをすることなく今日に至ったので、このたび自分たちの代で整理するため申請をすることになったと聞いております。改めて地図をご覧ください。順位1の申請地〇〇番〇〇に隣接しております〇〇番地は〇〇さんの土地となっております。また順位2の申請地〇〇番〇〇に隣接しております〇〇番〇〇は〇〇さんの土地となっております。今回の申請により、各申請人ともに地続きの土地になり農地利用の効率化が図れるようになります。各申請人ともこれから野菜、果樹の栽培をしていく営農計画書が提出されております。

申請人の〇〇さんの農地面積はこのたび交換しても農家台帳上、農地所有ができる下限面積の1,000㎡未満ですが、相手方の〇〇さんが下限面積の1,000㎡以上の農地面積になっております。原則、下限面積を下回れば、農地の取得はできませんが、農地法施行令第2条第3項第2号に今回の申請のように一方の農業者の下限面積が

下回っても、もう一方の農業者の所有面積が下限面積を上回っているとき農地の取得は可能と規定され、農地の権利移動の例外として認められております。この規定により、このたび譲り受ける〇〇さんにおいても、面積要件を充たすこととなります。また、耕作日数も申請書から要件を充たしております。

なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。9番橋村委員お願いします。

橋村委員

先ほどおっしゃられたように3月6日に調査に参りました。土地は先ほど説明があったように道路を挟んで交換されるということで、特に支障はないと思います。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、日程第2報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（住田）

それでは、報告第2号について、事務局長において専決処理をいたしましたので、ご報告いたします。

議案書は7ページ、地図は8ページをご覧ください。

譲受人は大竹市本町二丁目の株式会社〇〇、〇〇 〇〇、譲渡人はお二人の共有となっております。一人目は大竹市晴海一丁目の〇〇 〇〇さん、二人目は、廿日市市宮園二丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、黒川三丁目〇〇番〇〇、面積は745㎡となっています。登記地目は雑種地ですが、現況は果樹など植えられた畑となっております。農家台帳に掲載されておりますので、このたび申請書が提出されております。

転用目的は、宅地で住宅用地として分譲するためとなっております。申請地は、黒川三丁目の三菱ポリケミカル株式会社中浜社宅北側に位置する一団の住宅地内にあります。周辺は住宅で囲まれ、地区担当委員さんからも、転用による支障はないというご意見を頂いております。2月26日にこの届出を受理しております。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和2年第3回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。